# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 24 | 生活保護に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

須坂市長

## 公表日

令和7年4月1日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 生活保護に関する事務 |
| ②事務の概要 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）並びに保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年５月８日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、生活困窮世帯からの相談・申請受理後、ケースワーカーが必要な調査を行い、決定後は困窮程度に応じた扶助を行っている。<br>また、生活保護世帯の自立助長に向けてケースワーカーが訪問等を行い、助言・指導をしている。<br>特定個人情報ファイルは、「生活保護法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）の規定に従い、以下の事務で扱う。<br><br>1. 医療扶助オンライン資格確認に関する事務について以下により個人番号を取り扱う。 |
| ③システムの名称 | 1. 生活保護システム<br>2. 中間サーバ<br>3. 団体内統合宛名システム<br>4. 統合専用端末<br>5. 医療保険者等向け中間サーバ<br>6. レセプト管理システム |
| **2. 特定個人情報ファイル名** | |
| （1）生活保護特定個人情報ファイル | |
| **3. 個人番号の利用** | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第1（15の項）、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条、生活保護法第80条の4 |
| **4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （医療扶助オンライン資格確認業務）<br>・番号法第19条第５号<br>・生活保護法第80条の４ |
| **5. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 健康福祉部　福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| **6. 他の評価実施機関** | |
| | |
| **7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求** | |
| 請求先 | 総務部総務課庶務係<br>〒382-8511　長野県須坂市大字須坂1528番地の1<br>電話番号　（026）－245－1400　内線3115 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 健康福祉部福祉課保護支援係<br>〒382-8511　長野県須坂市大字須坂1528番地の1<br>電話番号　（026）－245－1400　内線3314 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

| | |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人未満（任意実施）　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　　500人未満　　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　　発生なし　　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 複数人での確認や上長による最終確認など、複数回にわたって確認を行うようにしている。 | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　十分に行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する** | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。<br>・ 事務取扱者への研修<br>・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修<br>・ 保護責任者への研修 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年5月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 2023/4/1 | 2024/4/1 | 事前 | 公表日の計数 |
| 令和6年5月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 2023/4/1 | 2024/4/1 | 事前 | 公表日の計数 |
| 令和7年4月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 2024/5/1 | 2025/4/1 | 事前 | 公表日の計数 |
| 令和7年4月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 2024/5/1 | 2025/4/1 | 事前 | 公表日の計数 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |